

判決年月日	平成 1 8 年 3 月 2 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 7 年(行) 1 0 7 0 7 号		
本件発明は精密濾過法と限外濾過法に関するものであって逆浸透法に関するものではないとした審決の認定は，誤りというほかない， 本件発明と引用発明 1 との相違点は，引用発明 2 を引用発明 1 と組み合わせることによって当業者が容易に想到し得たものというべきであるなどとして，無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例			

(関連条文)

特許法 1 2 3 条 1 項 2 号， 2 9 条 2 項

(事案の概要)

1 本件は，被告の有する後記特許について原告が無効審判を請求したところ，特許庁が平成 1 7 年 9 月 5 日付けで請求不成立の審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

なお，原告の前記無効審判請求につき，特許庁は平成 1 5 年 6 月 1 7 日付けで請求不成立の審決をしたが，これに対し原告が東京高等裁判所にその審決取消訴訟を提起し（平成 1 5 年（行ケ）第 3 3 1 号），同裁判所が平成 1 6 年 7 月 2 1 日上記審決を取り消す判決をしたことから，再び特許庁において審理が続行され，平成 1 7 年 9 月 5 日付けで請求不成立の審決がなされたものである。

2 上記審決は，本件発明と引用発明 1 との相違点 1 について， 引用発明 1 と引用発明 2 は「技術分野の共通性による適用の動機付けが有るとはいえない」， 「引用発明 2 の構成 A を引用発明 1 に適用する課題の共通性による動機付けが有るとはいえない」， 引用例 1 及び引用例 2 から「本件発明の顕著な作用効果を予測することはできない」などとした上，本件発明は引用発明 1 及び 2 に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

(判決理由の要旨)

本判決は，

「本件発明が精密濾過法と限外濾過法に関するものに限定されとすることはできない。そうすると，本件発明は精密濾過法と限外濾過法に関するものであって逆浸透法に関するものではないとした審決の認定は，誤りというほかない。」

「本件発明と引用発明 1 との相違点 1 について，引用発明 2 を適用すれば，相違点 1 のうち「前記中空系膜フィルタ内に浸透した処理液の一部」が，本件発明では「中空系膜フィルタの中空部の下端から取水管に流れるようにしている」のに対して，引用発明 2 では「中空系膜フィルタ（＝半透性中空フィラメント 1）の中空部の一端から取水管に流れるようにしている」点においてのみ相違するにすぎない。

そして、引用発明 2 の中空系膜モジュールは、引用例 2 の第 1 図ないし第 3 図によれば横置きされているものであるところ、引用例 1 の第 1 図及び第 2 図に縦置きにされた中空系膜モジュールが図示されていることからすれば、本件特許出願がなされた昭和 59 年 3 月 31 日当時、中空系モジュールを縦置きするか横置きするかは、必要に応じ当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）が適宜選択できる設計事項というべきであり、引用発明 2 を引用発明 1 の中空系濾過膜集束体に適用して、その上端を仕切板に固定すれば、上記においてなお相違点とされる構成、すなわち、「中空系膜フィルタの中空部の下端から取水管に流れるようにしている」との構成となるから、本件発明と引用発明 1 との相違点 1 は、引用発明 2 を引用発明 1 と組み合わせることによって当業者が容易に想到し得たものというべきである。」

「引用発明 2 は、逆浸透法に関するものであり、逆浸透法においては、半透膜を挟んで浸透圧（ $\Delta \pi$ ）が存在するため、浸透圧（ $\Delta \pi$ ）を超える操作圧力（ Δp ）を加えて、操作圧力と浸透圧の差（ $\Delta p - \Delta \pi$ ）を駆動力として分離が行われるものであるから、中空系型の逆浸透法の濾過装置では、操作圧力と浸透圧の差（ $\Delta p - \Delta \pi$ ）から中空系内の圧損を引いた圧力差を駆動力としていることは明らかである。そうすると、逆浸透法においては、透水量は、操作圧力と浸透圧との差（ $\Delta p - \Delta \pi$ ）にほぼ比例しているのであるから、圧力を推進力として溶液を分離する点において共通するものというべきである。」

「精密濾過法及び限外濾過法と逆浸透法とは、粒子を分離するのに用いられる原理において相違する・・・が、いずれの濾過方法も、圧力を推進力として溶液を分離する点において共通するものであり、かつ、圧損の問題は、本件特許出願当時、当業者において普遍的ないし周知の課題であったのであるから、この課題を解決するため、引用発明 1 の「中空系膜モジュール」に、引用発明 2 に開示された「前記中空系フィラメント 1 内に浸透した処理液の一部が上記中空系フィラメント 1 の中空部の一端から連通管 13 に流れること」との技術的思想を適用する動機付けは存在するというべきである。したがって、引用発明 2 が逆浸透法に関するものであることを理由に、技術分野の共通性による適用の動機付けがあるとはいえず、引用発明 2 の構成 A を引用発明 1 に適用する課題の共通性による動機付けはないとした審決・・・は、誤りというほかない。」

「本件発明と引用発明 2 とは、中空系膜フィルタの外側又は内側から浸透した水が中空系膜フィルタの中空部を 2 方向に分かれて流れ、一方の水は取水管を通り、他方の水は取水管を通らずに同じ部位に集水されて排出される点で、流体の流れ方に係る構成は同じであるから、当業者は、引用発明 1 に引用発明 2 を適用することにより本件発明と同様の効果が得られることを把握できるものと認められる。

したがって、引用例 1 及び引用例 2 から本件発明の顕著な作用効果を予測することができないとした審決の認定・判断は誤りというほかない。」

「以上検討したところによれば、本件発明と引用発明 1 との相違点 1 は、引用発明 2 を

引用発明 1 と組み合わせることによって当業者が容易に想到し得たものというべきであって、本件発明と引用発明 1 との相違点 1 についての審決の判断は、誤りというほかない。」

などとして、原告の無効審判請求を不成立とした審決を取り消した。